

2020年10月27日

東海国立大学機構長 殿

名古屋大学職員組合中央執行委員長
佐々木 康俊

令和2年人事院勧告等への対応についての意見

コロナ禍のなか、職員の労働条件改善にご努力いただいていることに感謝いたします。今回の方針について、下記の意見を提出し、交渉を申し入れます。

記

1. 今回の減額変更は不利益変更であり、かつ2020年12月期に一年分である0.05月分減額しようとする遡及適用であり、反対である。
2. むしろ、コロナ禍での教職員、特にコロナ対応に携わるエッセンシャルワークに対して、さらなる手当等の増額を求めるものである。
3. コロナ感染の不安を抱えながら業務に従事したすべての教職員や、在宅勤務における非正規職員も含めた個人負担分の補償を行うべきである。
4. 優秀者や特に優秀者の率に幅を持たせ、評価する側もされる側もどのようにしてその成績率になったか可視化できない制度は導入すべきではない。年度ごとの財政状況で「率」が変更になるとしたらふざけた制度としか感じない。
5. 財源上、今回の引き下げを行う必要性は見当たらない。引き下げを強行するのであれば、労働契約法に基づき、教職員が納得できる引き下げ理由と根拠を要求し、交渉を求めるものである。
6. 意見提出締切が早すぎる。職員が理解し、検討するだけの時間が足りない。

以上